

ID: 832

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 都市整備課

処分の概要	換地を住宅先行建設区内に定めるべき宅地の指定の取消し		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第117条の2第4項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【根拠条文】 （住宅先行建設区における住宅の建設） 第117条の2 4 施行者は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、第85条の2第5項の規定による指定の取消し、換地計画の変更その他必要な措置を講ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日